

宮古港港湾施設使用料補助金交付要綱

平成 22 年 3 月 26 日告示第 51 号

改正 平成 30 年 3 月 30 日告示第 143 号

改正 令和 4 年 5 月 10 日告示第 129 号

(趣旨)

第 1 条 この告示は、宮古港の利用を促進し、宮古港の振興を図るため、宮古港港湾施設を使用する者に対し、予算の範囲内で補助金を交付することに関し、宮古市補助金交付規則（平成 17 年宮古市規則第 67 号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付対象者)

第 2 条 補助金の交付対象者は、岩手県港湾施設管理条例（昭和 40 年岩手県条例第 38 号。以下「県条例」という。）の規定に基づき、宮古港港湾施設を使用する法人とする。

(交付対象経費)

第 3 条 補助金の交付の対象となる経費は、県条例の規定による宮古港港湾施設の一時預かり荷物（宮古市外の法人が宮古市外に仕向ける荷物をいう。）であって、次に掲げるものの使用料とする。

- (1) 上屋
- (2) 野積場

(補助金の額)

第 4 条 補助金の額は、別表第 1 のとおりとする。ただし、1 品目あたり、1 会計年度につき 100 万円を限度とする。

(補助金の交付申請等)

第 5 条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、宮古港港湾施設使用料補助金交付申請書（様式第 1 号。以下「申請書」という。）に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 補助事業の実績を証する書類
- (2) その他市長が必要と認める書類

2 補助金の交付申請は、補助事業を実施した日の属する月の翌月の末日までに行わなければならない。ただし、市長が特に必要と認めるときは、この限りでない。

3 申請者は、第 1 項の規定により提出した申請書の内容に変更が生じたときは、ただちにその旨を市長に報告し、指示を受けなければならない。

(補助金の交付決定等)

第 6 条 市長は、前条の規定により申請書の提出があったときは、書類を審査し、必要があると認めるときは、申請書の記載内容について補正を指示することができる。

2 市長は、前項の規定による審査の結果、補助金を交付することが適当と認めるときは、当該補助金の額を確定し、宮古港港湾施設使用料補助金交付決定通知書兼額確定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

（補助金の交付対象期間）

第7条 補助金の交付の対象となる期間は、交付対象者が行った最初の補助金の申請に係る補助事業を実施した日の属する年度から起算して、5年間とする。

（補助金の請求等）

第8条 第6条第2項の規定により補助金の交付決定通知を受けた申請者は、宮古港港湾施設使用料補助金請求書（様式第3号。以下「請求書」という。）を市長に提出しなければならない。

（補助金の交付）

第9条 市長は、前条の請求書を受領したときは、速やかに補助金を交付するものとする。

（補助金の交付の取消し又は返還）

第10条 市長は、補助金の交付決定通知を受けた者又は補助金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付の決定を取り消し、又は既に交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

- (1) この告示の規定に違反したとき。
- (2) この告示に基づく指示に違反したとき。
- (3) 申請書及び関連の添付書類等に記載された内容について、事実と異なるものが存在すると判明したとき。
- (4) その他不正な行為があると認められたとき。

（補則）

第11条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則（平成22年3月26日告示第51号）

この告示は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成30年3月30日告示第143号）

この告示は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（令和4年5月10日告示第129号）

この告示は、令和4年5月10日から施行する。

別表第1（第4条関係）

種 別	区 分	補助金の額
上 屋	使用日数15日までは、1日までごとに	1㎡あたり5円
	使用日数15日を超え30日までは、超過日数1日までごとに	1㎡あたり15円
	使用日数30日を超えるときは、超過日数1日までごとに	1㎡あたり30円
野 積 場	使用日数15日までは、1日までごとに	1㎡あたり2円
	使用日数15日を超え30日までは、超過日数1日までごとに	1㎡あたり2円
	使用日数30日を超えるときは、超過日数1日までごとに	1㎡あたり2円

様式第1号（第5条関係）

年 月 日

宮古市長

あて

住 所

名 称

代表者職・氏名

宮古港港湾施設使用料補助金交付申請書

宮古港港湾施設を下記のとおり使用したので、宮古港港湾施設使用料補助金交付要綱第5条の規定により補助金の交付を申請します。

記

1 補助金交付申請額 金 円

2 補助事業内容

使用施設	使用期間	品 名 (仕向け地)	15日までの日 数と使用面積	15日を超え30 日までの日数 と使用面積	30日を超えた 日数と使用面 積
	H . . . ~ H . . .	()	日 m ²	日 m ²	日 m ²
		()			
		()			
		()			

様式第2号（第6条関係）

宮古市指令第 号
年 月 日

様

宮古市長

印

宮古港港湾施設使用料補助金交付決定通知書兼額確定通知書

年 月 日付けで交付申請のあった宮古港港湾施設使用料補助金について、
下記のとおり交付することを決定したので、宮古港港湾施設使用料補助金交付要綱第6
条第2項の規定により通知します。

記

補助金交付決定額及び確定額 金

円

様式第3号（第8条関係）

年 月 日

宮古市長

あて

住 所

名 称

代表者職・氏名

宮古港港湾施設使用料補助金請求書

年 月 日付け 第 号で補助金交付決定された宮古港港湾施設
使用料補助金について、宮古港港湾施設使用料補助金交付要綱第8条の規定により下
記のとおり補助金の交付を請求します。

記

金

円

※ 振込み先

金融機関名

支店名

普通・当座

口座番号